

香川県教育委員会 9月定例会会議録

1. 開催日時 令和3年9月13日(月)

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時07分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教 育 長	工 代 祐 司
委 員	小 坂 真 智 子
委 員	平 野 美 紀
委 員	藤 澤 茜
委 員	木 下 敬 三
委 員	蓮 井 明 博

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長	小 川 秀 樹
教育次長兼政策調整監	海 津 洋
教育次長	小 柳 和 代
総務課長	藪 木 泰 伸
義務教育課長	原 田 智
高校教育課長	金 子 達 雄
保健体育課長	宮 滝 寛 己
生涯学習・文化財課長	渡 邊 智 子
総務課長補佐	岩 田 篤 志
義務教育課長補佐(兼)主任指導主事	中 田 祐 二
高校教育課長補佐(兼)主任管理主事	長 林 真 司
保健体育課長補佐	渡 邊 浩 司
生涯学習・文化財課長補佐	長 谷 川 江 里
総務課副主幹	豊 嶋 千 秋
総務課副主幹	秋 山 直 美
高校教育課主任管理主事	太 田 大 介
保健体育課主任体育主事	藤 田 航
義務教育課主任	西 勇 気
義務教育課指導主事	大 和 田 俊
高校教育課主任	三 谷 進
高校教育課指導主事	水 野 伸 吾
生涯学習・文化財課技師	益 崎 卓 己

傍聴人 なし

5. 会議録の承認

8月定例会の会議録署名委員の小坂委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第2号、第3号及び第4号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあること」に該当するため、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

7. 議案

○議案第1号 専決処分事項の承認（令和3年9月香川県議会定例会に提案される教育委員会関係議案に対する意見について）

総務課長から、令和3年9月香川県議会定例会に提案される教育委員会関係議案（香川県教育基本計画）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に規定する教育委員会の意見について、議会日程等の関係上、教育長の専決により「異議なし」と回答した旨、報告。

【質疑】 無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 令和3年度教育文化功労者表彰について（非公開案件）

総務課長から、令和3年度教育文化功労者表彰について諮る旨、説明。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 令和3年度教育功労者表彰について（非公開案件）

義務教育課長及び高校教育課長から、令和3年度教育功労者表彰について諮る旨、説明。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第4号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

高校教育課長から、処分に係る事案の概要を報告するとともに、体罰に係る懲戒処分の基準や過去の事例から戒告とすることについて諮る旨、説明。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 令和4年度に市町（学校組合）立中学校で使用する教科書について

義務教育課長から、令和4年度から市町（学校組合）立小・中学校で使用する教科書について説明。

【質疑・意見交換】

<教育長>これは、すべての市町（学校組合）教育委員会において、県教育委員会が実施したような採択替えの委員会を開催したということによいのか。

<義務教育課長>そのとおりである。

○その他事項2 令和4年度香川県立高松北中学校入学者選抜実施細目・募集要項について

高校教育課長から、令和4年度香川県立高松北中学校入学者選抜実施細目・募集要項について説明。

【質疑・意見交換】

<教育長>調査の観点とは、「知識・技能」、「思考・判断・表現」などを指しているのか。

<水野指導主事>そのとおりである。昨年度は6年生のみであったが、今年度は5年生も同様となったということである。

<教育長>昨年度も5年生の観点の記載はあり、5年生、6年生での2種類の観点となっていたものが、学習指導要領が統一されたことにより、一つの観점에서5年生、6年生を見ることとなったということか。

<水野指導主事>そのとおりである。

<平野委員>合格発表は、9時30分に掲示して10時にホームページに掲載することとなっているが、なぜ先に掲示するのか。

<高校教育課長>元来、掲示のみの発表であったところ、全国募集を開始したこともあり、追加でホームページに掲載することとなった。現時点のスタンスとして、学校に掲示することが正式な合格発表であると考えている。同じ時間帯にホームページに掲載するとなると、学校の事務作業が立て込み、誤りがあってはならないため、時間を遅らせている。

<平野委員>誤りがあってはならないのは掲示も同じことで、なぜホームページだ

- け誤りがあってはいけないことが遅くなる理由なのか分からない。
- <高校教育課長>入試業務にかかわる教員は全員ではなく、一部の教員で対応することとなっており、掲示とホームページの掲載を同時進行で実施するとなると正確性を担保することが難しくなる。ホームページは二次的なものであるため、掲示での発表とは時間をずらし、全体の発表が一段落してからホームページの掲載に取り掛かりたいと学校から要望されている。
- <平野委員>人数が制限されているのも理解するが、それならばホームページを先に発表することはできないのか。密を避けるためには、ホームページをチェックして合格した者のみ学校に来るという方が良いと考えるが。
- <高校教育課長>その点については、現在検討中であるが、もし変更するのであれば、中学校入試からではなく、高校入試から実施したい。
- <平野委員>県外から受験し、チェックしてから学校に事務手続きに行くほうが自然だと考える。
- <高校教育課長>今までそのような意識がなかったため、変更に向けて検討をしていこうと思うので、少し時間を頂きたい。
- <教育長>高松北中学校の全国募集は、昨年度は通学生のみで、今回から転住も可としたのか。
- <高校教育課長>そのとおりである。